

(青少年健全育成条例関係のみ)

教育問題。青少年健全育成条例の改正について質問します。

近年、インターネット等を通じて青少年が容易に有害情報に触れることができるなど、青少年を取り巻く社会環境は厳しい状況にあります。特に、テレビの視聴率さえ上がれば何でもあり的な番組、またゲームソフトの暴力的な内容も、心の成長に大きな影響を与えています。

「川上がきれいになれば、川下がきれいになる」と言いますが、大人が社会環境の浄化に取り組む必要性を、強く感じています。

山口県青少年健全育成条例の改正については、過去三回、一般質問で取上げましたが、今議会において、改正案が提出されていることを有難く思っています。

青少年の健全な育成を害するおそれのある環境から青少年を保護する目的で改正され、インターネット上の有害情報への対応、深夜営業施設への立入制限が新設され、有害図書類の区分陳列に関する具体的な基準が示され、さらに深夜外出に関する規制も強化されています。

また、深夜営業施設への立入制限の違反、有害図書類の区分陳列に関する命令の違反、深夜の連れ出し等の違反については、罰則規定が設けられたことも大きな成果だと思えます。

特に、有害図書の区分陳列については、有害図書の指定基準に加え、このたび具体的な陳列方法、さらに罰則規定を定めたことで、総合的には日本一厳しい規制内容となると伺っており、高く評価しています。

山口県では、有害な写真等が掲載された頁数の包括指定を、十頁以上で有害図書としています。

大阪府や大分県などが三十頁以上と規定し、頁数の規定すら行っていない東京都に比べれば、かなり厳しい規定です。

コンビニのポルノ雑誌について「大したことはない、インターネットの映像はもっと凄い、こちらの規制がもっと大切だ」という意見もあります。

しかし、小学生や幼児まで、誰でも閲覧できる有害図書の規制も出来ない国に、インターネットの規制などできるはずもありません。

思想や表現の自由、販売業者への負担など、議論があったと思われませんが、今回の改正が、大阪府や東京都などの大都市ではなく「山口県という地方の県が、有害図書類に関する規制で、日本一厳しい条例に改正した」ということに意義があり、全国の県が同一步調をとれば、有害図書に対する自主規制は一気に進むと期待しています。

しかし、さらに検討して頂きたい一面もあります。頁数で包括規定した場合、山口県を例に挙げると、有害な写真等が掲載された頁数が五頁しかない雑誌は有害図書とは言えませんから、一般図書と一緒に陳列されることとなります。仮にその雑誌を二冊買えば、十頁以上となり有害図書と同じになり、三冊セットで販売すれば、間違いなく有害図書です。

包括指定による頁数の設定は、ある意味では、業者の逃げ道を作っています。

有害図書の指定基準については、今後の検討課題にして頂きたいと思っています。

そこでお尋ねいたしますが、今回の条例改正を踏まえて、保護者や学校、関係事業者への条例周知を含め、青少年を取り巻く有害環境の浄化に、今後どのように取り組んでいかれるのか、ご所見をお伺いしたい。

答弁

1 教育問題について

(1) 青少年健全育成条例の改正について

今回の改正により、有害図書に関する規制が日本一厳しくなるなど、高く評価するが、有害図書の指定基準は、もっと厳しくすべきであり、今後の検討課題にしていただきたい。

今回の条例改正を踏まえて、保護者や学校、関係事業者への条例の周知を含め、青少年を取り巻く有害環境の浄化に、今後どのように取り組んでいくのか、伺う。

(知事)

教育問題のお尋ねのうち、青少年健全育成条例の改正についてであります。

次代を担う青少年がたくましく心豊かに成長することは、県民全体の願いであります。私は、これまでも「やまぐち青少年プラン」に基づきまして、青少年の健全育成対策を積極的に推進をしてまいりました。

こうした中で、家庭の教育力の低下や、地域の人間関係の希薄化など、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化をしてきておりまして、特に、近年の急速な情報化の進展等を背景に、青少年に有害な新たな環境も生じて

きております。

こうした有害環境を浄化することは、青少年の人格を形成していく上で重要な課題であり、この度、青少年健全育成条例の改正を行うことにいたしました。

特に有害図書に対する規制につきましては、この改正案において、今回新たに、区分陳列の方法を具体的に示す基準や罰則を設けることによりまして、お示しがありましたように、総合的には、全国で最も厳しい内容といたしております。

また、新たに、本県におきましても増加が見込まれるインターネットカフェ等の深夜営業施設への青少年の立入りを制限するなど、社会経済情勢を見越して、青少年の非行の防止を図るとともに、保護者等の一層の役割の発揮も求めたところであります。

今後は、この条例の改正を契機に、「地域の子どもは地域で育てる」という認識のもとで、家庭、学校、地域が一体となって社会全体で、有害環境の一層の浄化に取り組むことが必要と考えております。

このため、保護者や学校をはじめ広く県民に対して、様々な広報媒体の活用や各種会議等を通じて、周知徹底を図りますとともに、書店等の関係事業者が、この条例に基づき適正に対応するように、情報提供や指導を強力に行ってまいります。

また、市町や警察・関係団体等の連携による環境浄化活動を強化するなど、広く住民の参加を得ながら、地域が一体となった取組を積極的に推進をしてまいります。